

屋外広告物申請添付書類

下記の書類を長岡京市役所 都市計画課へ（持参か郵送）

電話：(075) 955-9521 (直通)
FAX：(075) 951-5410 (代表)
メール：toshikeikaku@city.nagaokakyo.lg.jp
HP：www.city.nagaokakyo.lg.jp
【事業者向け→景観→屋外広告物】

新規の場合【正副2部】 ※デザインや手続きについては事前相談してください

- ①屋外広告物許可申請書・・・申請者、責任者を記入し、押印してください。
- ②位置図(見取図)・・・・・・・・・・ 広告物を設置する場所及びその付近の状況がわかる図面。
- ③設計図(仕様書)・・・・・・・・・・ 広告物を掲出する物件の素材、形状、構造、寸法、色等がわかる図面。
※色彩のマンセル値を記入してください。(広告物の面積が1㎡以下の場合マンセル値は不要)
- ④取付図・・・・・・・・・・ 取付けの状況がわかる図面。なお、建物に設置する場合は、当該建物の寸法がわかる立面図。
- ⑤その他
申請を他者に委任する場合・・・委任状（任意様式）
他法令の許可等が必要な場合・・・許可書等の写し（審査中の場合は受理書の写し）
他人の所有または管理する土地、建物に広告物を掲出する場合・・・土地、建物の使用承諾書等の写し。
※許可後・・・・・・・・・・ 広告物の設置が完了したらカラー写真を提出してください。(メール可)

期間更新の場合【正副2部】

- ①屋外広告物変更許可申請書・・・申請者、責任者を記入し、押印してください。
前回許可時から追加や変更した広告物がある場合・・・設計図(仕様書)や取付図など。
※のぼり旗や立看板等を追加される場合は、更新期間が異なるため、新規でご申請ください。
※色彩のマンセル値を記入してください。(広告物の面積が1㎡以下の場合マンセル値は不要)
- ②自己点検報告書
- ③現在の状況がわかるカラー写真・・・両面看板のように複数面ある場合は全ての面を撮影してください。
- ④その他
屋外広告物の申請を他者に委任する場合・・・委任状（任意様式）
他法令の許可等が必要な場合・・・・・・・・・・ 許可書等の写し（審査中の場合は受理書の写し）

※許可書の郵送を希望される場合・・・切手を貼った返信用封筒2枚を添付ください。

例：長型3号（手数料納付書送付用）と角型2号（A4サイズ）（許可書返却用）

■ □ ■ 屋外広告物法に基づく許可申請の流れ ■ □ ■

書類の提出 → 審査 → 窓口にお越しの場合 → 手数料納付と同時に許可書交付
(提出から審査終了まで約10日) → 郵送希望の場合 → 手数料納付後、領収書をFAX → 許可書郵送

※都市計画課宛でFAX(075-951-5410)お願いします。
FAXいただけない場合、郵送までに1か月以上かかることもあります。